

令和8年4月16日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉田(内3668 直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年3月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	8(7)
職員等	
計	8(7)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	6
郵便・FAX	2
その他	
計	8

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある県立学校の職員の学校徴収金の管理及び会計処理が不適切である。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、校長から当該職員に対して厳重に指導を行った。
②	ある小学校の職員が勤務時間中に学校敷地外で喫煙している。また、児童に同僚の悪口を言っている。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、一部事実が認められたため、当該市町村教育委員会から管理職及び当該職員に厳しく指導したとの報告を受けた。
③	ある県立学校の公式SNSでは適切なプライバシー保護がなされていない。	通報内容について、当該校に調査を実施したところ、公式SNSでの写真の掲載については、保護者に対し書面で説明を行い、保護者及び生徒の同意を得た上で運用を行っていた。
④	ある県立学校が不祥事を教育委員会に報告していない。	通報は匿名であり、具体的な内容は確認できなかったため不受理とした。
⑤	ある県立学校で、問題行動を起こした生徒への対応が不適切である。	当該校から、適切な対応を行っている旨、報告があった。
⑥	ある県立学校で虚偽の公文書作成が行われている。	本件については、調査済であるため、不受理とした。
⑦	ある教育関係機関の管理職が、管理職としての職責を果たさず、職員のモチベーションを下げている。	所管外のため不受理とし、関係機関に送付した。
⑧	ある県立学校において、職員のSNSの取り扱いに問題がある。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 4 ① ② ⑦ ⑧

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの 4 ③ ④ ⑤ ⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。 調査結果が複数となったため、再掲した項目有り

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ⑧
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1 ③
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1 ⑤
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2 ① ②
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	3 ④ ⑥ ⑦

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R7.12月④	ある所属は、業者と癒着し、法令違反を含む不当行為を行っている。	調査の結果、通報の事実は認められなかった。しかしながら、詳細な確認が必要な事項が見受けられたため、当該所属に対して、専門家への相談を指示した。